

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第14号

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
別表第13（第35条関係）	別表第13（第35条関係）																
<table border="1"><tr><td>カドミウム及びその化合物</td><td>検液1リットルにつきカドミウム<u>0.003</u>ミリグラム以下であること。</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>トリクロロエチレン</td><td>検液1リットルにつき<u>0.01</u>ミリグラム以下であること。</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム <u>0.003</u> ミリグラム以下であること。	略		トリクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.01</u> ミリグラム以下であること。	略		<table border="1"><tr><td>カドミウム及びその化合物</td><td>検液1リットルにつきカドミウム<u>0.01</u>ミリグラム以下であること。</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>トリクロロエチレン</td><td>検液1リットルにつき<u>0.03</u>ミリグラム以下であること。</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム <u>0.01</u> ミリグラム以下であること。	略		トリクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.03</u> ミリグラム以下であること。	略	
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム <u>0.003</u> ミリグラム以下であること。																
略																	
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.01</u> ミリグラム以下であること。																
略																	
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム <u>0.01</u> ミリグラム以下であること。																
略																	
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき <u>0.03</u> ミリグラム以下であること。																
略																	
別表第14（第35条関係）	別表第14（第35条関係）																
<table border="1"><tr><td>カドミウム及びその化合物</td><td>土壌1キログラムにつきカドミウム<u>45</u>ミリグラム以下であること。</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	カドミウム及びその化合物	土壌1キログラムにつきカドミウム <u>45</u> ミリグラム以下であること。	略		<table border="1"><tr><td>カドミウム及びその化合物</td><td>土壌1キログラムにつきカドミウム<u>150</u>ミリグラム以下であること。</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	カドミウム及びその化合物	土壌1キログラムにつきカドミウム <u>150</u> ミリグラム以下であること。	略									
カドミウム及びその化合物	土壌1キログラムにつきカドミウム <u>45</u> ミリグラム以下であること。																
略																	
カドミウム及びその化合物	土壌1キログラムにつきカドミウム <u>150</u> ミリグラム以下であること。																
略																	
別表第15（第35条関係）	別表第15（第35条関係）																
<table border="1"><tr><td>カドミウム及びその化合物</td><td>1リットルにつきカドミウム<u>0.003</u>ミリグラム以下であること。</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>トリクロロエチレン</td><td>1リットルにつき<u>0.01</u>ミリグラム以下であること。</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム <u>0.003</u> ミリグラム以下であること。	略		トリクロロエチレン	1リットルにつき <u>0.01</u> ミリグラム以下であること。	略		<table border="1"><tr><td>カドミウム及びその化合物</td><td>1リットルにつきカドミウム<u>0.01</u>ミリグラム以下であること。</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>トリクロロエチレン</td><td>1リットルにつき<u>0.03</u>ミリグラム以下であること。</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム <u>0.01</u> ミリグラム以下であること。	略		トリクロロエチレン	1リットルにつき <u>0.03</u> ミリグラム以下であること。	略	
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム <u>0.003</u> ミリグラム以下であること。																
略																	
トリクロロエチレン	1リットルにつき <u>0.01</u> ミリグラム以下であること。																
略																	
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム <u>0.01</u> ミリグラム以下であること。																
略																	
トリクロロエチレン	1リットルにつき <u>0.03</u> ミリグラム以下であること。																
略																	
別表第19（第46条の2関係）	別表第19（第46条の2関係）																
<table border="1"><tr><td>カドミウム及びその化合物</td><td>検液1リットルにつきカドミウム<u>0.09</u>ミリグラム以下であること。</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム <u>0.09</u> ミリグラム以下であること。	略		<table border="1"><tr><td>カドミウム及びその化合物</td><td>検液1リットルにつきカドミウム<u>0.3</u>ミリグラム以下であること。</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム <u>0.3</u> ミリグラム以下であること。	略									
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム <u>0.09</u> ミリグラム以下であること。																
略																	
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウム <u>0.3</u> ミリグラム以下であること。																
略																	

トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下であること。
略	

別表第21（第50条の2関係）

略	
4	<p>地</p> <p>下水汚染の拡大の防止</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止ア～ウ 略</p> <p>エ 当該土地の目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壤のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、地下水測定方法により測定した結果、目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認するとともに、ウにより汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解する方法により、目標地下水濃度を超えない汚染状態にする場合にあつては、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を、地下水測定方法により測定した結果、地下水基準に適合しない汚染状態の地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを越えてはならない。</p> <p>オ 略</p>
略	

トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.3ミリグラム以下であること。
略	

別表第21（第50条の2関係）

略	
4	<p>地</p> <p>下水汚染の拡大の防止</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 透過性地下水浄化壁による地下水汚染の拡大の防止ア～ウ 略</p> <p>エ 当該土地の目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲であって、基準不適合土壤のある範囲の周縁の地点に観測井を設け、1年に4回以上定期的に地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の量を、地下水測定方法により測定した結果、目標地下水濃度を超える汚染状態の地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認するとともに、ウにより汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解する方法により、目標地下水濃度を超えない汚染状態にする場合にあつては、当該地下水に含まれる当該特定有害物質の分解生成物の量を、地下水測定方法により測定した結果、地下水基準を<u>超える</u>汚染状態の地下水汚染が当該土地の区域外に拡大していないことを確認すること。この場合において、隣り合う観測井の間の距離は、30メートルを越えてはならない。</p> <p>オ 略</p>
略	

附 則

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。ただし、別表第21の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）第50条の届出をした者又は同条例第57条第1項の調査及び報告をした者に係る改正前の別表第13の土壤溶出量基準、別表第14の土壤含有量基準、別表第15の地下水基準及び別表第19の第二溶出量基準の適用については、なお従前の例による。